

## 公正競争ワーキンググループ（第6回）

### 議事録

#### 1. 日時

令和6年5月13日（月）13：00～15：00

#### 2. 開催方法

WEB会議による開催

#### 3. 出席者（敬称略）

構成員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、大橋弘（東京大学 副学長/大学院 経済学研究科 教授）、相田仁（東京大学 特命教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長）、高橋賢（横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授）、西村暢史（中央大学 法学部 教授）、西村真由美（公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事/I T研究会代表）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）

オブザーバ：

日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、渡部事業政策課市場評価企画官

【山内主査】 それでは、本日は、皆様御参加いただきましてありがとうございます。今事務局からありましたように、定刻でございますので、ただいまから公正競争ワーキンググループ第6回会合を開催いたします。

本日の会議につきましては、ウェブ会議による開催とさせていただきます。また、一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきます。

まずは事務局から、ウェブ会議システムの関係で留意事項を御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（田中）】 事務局です。本日は、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外にはマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

資料については、資料6-1から資料6-6まででございます。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、まず、前回会合における検討について振り返りをして、その後に、NTT東西等の業務の在り方及びNTTグループに関する公正競争の確保の在り方について検討するということでございます。

なお、本日も、NTTグループとして、NTT東日本及びNTT西日本からも会合に参加をいただいております。

それでは、前回会合においてありました主な意見等、あるいはNTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方に関する検討課題について、資料6-1から資料6-3までになりますけど、これをまず事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（榎）】 事務局でございます。資料6-1から資料6-3までについて御説明を差し上げます。

まず資料6-1、第5回会合の主な意見等でございます。1枚おめくりいただきまして、こちらから中身でございます。

まず、NTT東西等の業務の在り方に関してでございます。1つ目が本来業務について、基本的に固定通信の部分が本来業務の基本ではないかといった御意見で、下の方が地域電気通信業務以外の業務について、主に活用業務でございますけれども、本来業務と公正競争に支障がないという要件は今後も必要ではないか。ただし、その確認方

法について、類型化して簡素化するとか、事後検証に委ねるといった御意見があったところでございます。

おめくりいただきまして2ページ目、NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方についてでございます。公開部分で御議論いただいたものをまとめてございます。

1ポツ目、意見が各社異なるものの、通信分野において設備競争が重要という認識は一致しているという御発言ですとか、電柱利用に関する同等性について、御発表の中でも意見交換の中でも御意見があったところでございます。

こちらが資料6-1でございまして、次、資料6-2でございます。第5回会合の追加の質問及び回答でございます。ちょっと分量が多いので、かいつまんで御説明を差し上げます。

まず1つ目、JCOMに対する御質問で、電柱利用に関するリードタイムのところでございます。こういった事例があるというところでございます。

次、おめくりいただきまして2ページ目、活用業務の在り方についてどのようにお考えかというところで、主に3ポツ目がメインの結論部分かと存じます。

3枚目、これはJCOMの発表の中で、アクセス部門の分離について言及がなかったので、改めて御質問を頂戴したところでございます。アクセス部門の分離に関しては、現時点では中立というお立場でいらっしゃるということでございます。

4ページ目、ここはSTNetに対する御質問でございます。御発表の中で、設備の形成コストを適切に反映した料金設定が必要ということでありましたけれども、これによって、コストがそもそも高い地方で利用者料金が高くなる懸念はないのかという御質問でございます。競争によって、利用者料金の上昇をある程度抑制できるのではないかと、3ポツ目の最後にまとめていただいているところでございます。

5ページ目、こちらもSTNetに対する御質問でございまして、アクセス部門の分離、前回御議論いただいたところ、グループの内外の差異によって、何らか影響ですとか、程度が異なるかという御質問でございます。それは差異があるというところで、例示もいただいているところでございます。

次、こちらからはアルテリアに対する御質問でございます。FTTHの開通納期について御発表の中でもありましたけれども、そういった理由、どのようなものがあるかと考えるかというところで、申込み、開通のプロセスが最適化されていないことではないかという御回答を頂戴しているところでございます。

次7ページ目おめくりいただきまして、こちらもアルテリアに対する御質問でございます。これは具体的にNTT東西の営業部門やグループが優先されている証拠はあるのかという御質問で、そこまでは認識をしていないところではあると、なかなかそれを把握し難いという御回答でございます。

8ページ目、こちらもアクセス分離に関するアルテリアに対する御質問でございます。こういった御回答を頂戴しているところでございます。

9ページ目からがNTTに対する御質問でございます。まず、NTT柱と電力柱の違いについての御回答でございます。そもそも設備の前提、設計の前提が違うという御回答をいただいているところでございます。

10ページ目、JCOMから、実際にNTTの電柱利用で断られたときに算出の根拠が示されないことに関して、その示されない理由は何かといったところで、なかなかケース・バイ・ケースで一律に開示することは困難であるというところと、あと協議等を2023年6月から実施をしているという御回答でございます。

11ページ目に関して、アルテリアとかJCOM、前回御発表いただいた中でもあった同等性の確保についてでございます。これに関して御回答を頂戴してございます。例えば2ポツ目で、他事業者と利用部門からの申込みについて受け付けた順に処理を行う等、そういったルールを徹底しているですとか、あるいは4ポツ目でございますけれども、市場検証会議でも検証をしているというところで、そこにおいて不当に優先的な取扱いに該当する事実は認められなかったとの評価をいただいているという御回答を頂戴してございます。

12ページ目で、こちらも電柱やFTTH開通納期の同等性のところで、異なる手続や業務システムが用いられているのかという御質問でございます。これに関して1ポツ目、電柱利用はガイドラインに従って貸し出してあります。2ポツ目のところで、光ファイバの開通については、自社利用、NTT東西の利用の場合であっても、他事業者が申し込む場合と同等の手続で実施をされているという御回答でございます。

次のところは、システムの改修等によってタイミングを早めることができるかというところで、こういった御回答でございます。

次のところに関しては、同等性に関する懸念を払拭するために、どのような手段を採ることが有効と考えるかというところで、禁止行為規制ですとか、先ほど申し上げた検証、あるいはガイドラインといったところに対応しているので、今後も御要望を踏まえ、

事業者間協議を行っていくお考えとのことでございます。

最後、全オブザーバへの質問で、前回アクセス部門の分離で、特に設備競争、サービス競争に関しまして、アクセス部門が分離されれば、基本的にNTT東西と他事業者の間での業務範囲に関しては特別な規制を課さないことが自然と考えられますが、それについて改めて御意見を伺ったものでございます。全オブザーバから御回答を頂戴してございます。

雑駁ではございますが、資料6-2、追加の質問とそれに対する御回答はこちらで終わらせていただきます。

資料変わりました、資料6-3でございます。アクセス部門の運営主体の在り方に関する検討課題で、こちらは前回お示ししたものでございます。4つのパターンを主に例示させていただいて、アクセス部門の運営主体に関して、どのようなものが線路敷設基盤の維持や管理、高度化に資するかという問いを立てていたところでございます。

これに関して、2ページ目、3ページ目で各オブザーバ等から頂戴した御意見についてまとめてございますけれども、こういった検討の視点。さらに、前回非公開の中で5番目、6番目、フィージビリティも御議論いただきましたけれども、今回改めて、非公表の数字には触れない形で、前回の非公開会合等の議論も踏まえて5番目、6番目、フィージビリティ含めて御意見を頂戴できればと考えてございます。

事務局からの資料6-1から資料6-3までの説明は以上でございます。

**【山内主査】** どうもありがとうございました。それでは、意見交換に入りたいと思います。

特に今の資料6-3、これについて、事務局からご説明ありましたように、これについての御意見ございましたらお願いしたいと思います。

それで、今お話ありましたように、前回会合では非公開で行われた意見交換があるわけで、その内容も概括して、改めて意見をいただければと思います。いかがでございましょうか。これについての御意見がある方から御発言願いたいと思いますが、手挙げ機能で言っていただければ、こちらで御指名させていただきます。いかがでございましょう。

それでは、高橋構成員、どうぞ。

**【高橋構成員】** 高橋でございます。今お話ありました非公開の部分のところ。分離した場合のそれに伴うコスト、株主への影響というところで、分離した場合、分社化し

た場合のバランスシートの試算とか、分離に伴うコストの試算を見ましたけれども、会計の専門家の私から見ても大体妥当な試算だったのかなと思いました。

その上で私が思いましたのは、かなり初期のコストがかかるという点と、ランニングコストも非常にかかるということで、私としては、それから得られるベネフィットはあまり大きくないと思われるので、システムの選択をコスト・ベネフィット分析でやるとすると、このアクセス部門の分離は、その視点ではあまりよろしくないのかなというのは私が感じたところであります。

以上です。

**【山内主査】** ありがとうございます。他の方いらっしゃいますか。前回非公表のところまで今おっしゃったようなことも我々議論させていただいたところでもありますけれども、他いかがですか。

大谷構成員、御発言御希望でしょうか。

**【大谷構成員】** ありがとうございます。前回はかなり踏み込んだ資料も見せていただきまして、それで細かな議論もできて、非常にありがたかったなと思っております。今、高橋構成員がおっしゃったように、コスト・ベネフィットに着目するという論点は当然あり得ると思うのですが、そもそもアクセス部門を分離することは何のために検討を始めたかということに立ち返ると、分離そのものが目的というよりは、分離させることによって、NTT東西と、それから他の事業者の間での同等性の確保が確実に担保できるのではないかと、そういうことから検討したものだとして理解しております。

ですので、アクセス部門を分離するかしないか、すべきかどうかということについては、そういった他の事業者の同等性の確保が他の手段で実現可能なのか、あるいはそれで十分なのかという観点をまず議論することが必要だと思っておりまして、それについては多様な意見があったと私の方では理解しているところです。

簡単な、感想めいておりますけど、以上でございます。

**【山内主査】** どうもありがとうございます。

次、林構成員ですね。どうぞ御発言ください。

**【林構成員】** ありがとうございます。名古屋大学の林でございます。私も、先ほどの高橋構成員、それから大谷構成員がおっしゃったことと結論同旨なんですけれども、非公開のときも申し上げましたけれども、アクセス部門の分離については、前回のNTTの再編の際、国として株主の利益に最大限配慮するよということが特に議論されてお

りましたので、そのことを踏まえまして、それから株式分割もされて、株主の数は非常に多くなっています。株主であるとか株式市場への影響を十分に慎重に考慮した上で、アクセス部門の分離の検討を行うべきではないかなと思います。

以上でございます。

**【山内主査】** ありがとうございます。お三方からアクセス部門について、なかなか難しいのではないかと御意見をいただきましたけれども、他にいかがでしょうか。

では、西村暢史構成員、どうぞ御発言ください。

**【西村（暢）構成員】** 大変申し訳ございません。私、手を下げさせていただきました。大谷構成員の御発言と全く同趣旨の発言をするつもりでございました。ですので、ここで確認をさせていただき、手を下ろさせていただいたということでございます。

以上でございます。

**【山内主査】** ありがとうございます。分離についてと、それから同等性についての御意見だと思えます。

他にいかがですか。よろしゅうございますか。

今いくつか御意見をいただきましたけれども、先ほど申し上げましたように、アクセスの分離についてコスト・ベネフィット的になかなか難しいということと、同等性を確保するためにどのようなことをすべきか、あるいはどのようにして同等性を確保できるかという御意見をいただいたと考えております。

もし他によろしければ、次に進めたいと思います。

次は、NTT東西等の業務の在り方、それからNTTグループに関する公正競争の確保の在り方についてであります。これは資料6-4です。まず資料6-4に基づいて事務局から御説明いただいて、それから議論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**【事務局（榎）】** 事務局でございます。資料6-4に基づいて、NTT東西等の業務の在り方及びNTTグループに関する公正競争の確保の在り方について御説明を差し上げます。

おめぐりいただいて、冒頭3ページはNTTに関するファクトで、既にWGの中でお示ししている資料でございます。

まず1枚目、NTTグループの概要については、持株の下にNTT東西やNTTドコモ、NTTデータグループがぶら下がっているという体制でございます、NTT法が

適用されるのはNTT持株とNTT東西という形でございます。

次のページは営業収益と営業利益で、現在の状況でございます。直近で決算が発表されているかと思いますが、これはまだ2022年度でございます。

次、3枚目がNTTグループの変遷で、これも以前お示ししているもので、電電公社の民営化から、最新の日本電信電話株式会社、NTTドコモ、NTT東西、NTTデータグループ等々になっているところまでお示ししているものでございます。

4ページ目から、テーマのところに入っております。まず、NTT東西等の業務の在り方のところで、NTT持株の業務範囲についてでございます。

1ポツ目、そもそものNTT持株の設立の目的について記載をしております。NTT持株は、旧NTTを地域会社と長距離会社に再編成するに当たって、NTT東西の株式の総数保有によって、あまねく電話の責務を担保する機能を果たすというのが1点。もう1点が、電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を一元的に推進するという点、この2つを目的として設立されたところでございます。そのため、持株の業務については、下の図にもございますとおり、本来業務と目的達成業務に限定されているところでございまして、これら以外の業務を行うことは認められていないというところでございます。

次のページからがテーマ2つ目の、NTTグループに関する公正競争の確保の在り方に関する御説明の資料でございます。

まず、この5ページ目が総論的なペーパーでございます。グループや他の事業者との関係に着目した規律で、下の図で左と右に分けて記載をしております。まず左がNTTについてございまして、その巨大性・独占性を踏まえまして、各種事業の分離時に、グループ内の事業者と他事業者との間の公平性等を確保するための公正競争条件が課されてございます。他方で、右でございますけれども、回線／端末シェアの高い事業者、一種指定事業者及び二種指定事業者につきましては、電気通信事業法におきまして、まず、グループ内外というよりは、全体的に他事業者間の公平性を確保するための規律が定められてございまして、その中で特にグループ内とグループ外の事業者間の公平性を確保するための規律が存在していると整理をしております。そのため、ネットワークの開放ルール等もございまして、特にグループに着目したものを太字にございまして、一つが禁止行為規制、二つが一種指定事業者、特定関係事業者との間の規律、最後三つが合併等審査のところでございます。累次の公正競争条件も含めて、この部分

に関して各論のところは次ページ以降で御説明差し上げる内容でございます。

おめくりいただいて6ページ目が、まずNTTグループに対する累次の公正競争条件の概要でございます。こちらに関しても、以前、現行制度の御説明のところでお示ししているものでございますけれども、こういった公正競争条件を大別すると、以下の7つに整理できるというところでございます。ネットワークの公平な提供や、各種取引条件の公平性、在籍出向の禁止、独立した営業部門の設置、情報の公平な提供、共同資材調達等でございます。

次の7ページ目は、御参考までに、これまでの経緯でございます。

さらに、累次の公正競争条件で下から2番目に共同調達に関してありましたけれども、これについて一部例外的に認めると以前御議論いただいて、ガイドラインの中で、NTT及び分離会社が公正競争を阻害しないための具体的な措置を講ずれば、例外的に一部認めるとなっておりますので、そのガイドラインについてお示しするものがこちらでございます。下の指針の概要を御覧いただければと思いますけれども、対象となる資材ですとか、NTT再編成の趣旨を徹底するとか、市場支配力との関係ですとか、こういった公正競争上配慮すべき事項に関して整理をされてございます。

次、9ページ目が、テーマ変わりました、禁止行為規制でございます。これも以前お示ししましたとおり、シェアの高い事業者に対して、あらかじめ類型的にこういった行為が禁止されているところがございます。一種、二種それぞれあるところがございます。接続関連情報の目的外利用とか、不当な差別的取扱いの禁止、役員兼任の禁止等々がございます。

次の10ページ目、これはまず二種の方でございますけれども、禁止行為等の規定が適用される事業者の指定に当たっての考え方でございます。上の箱に記載しておりますのがガイドラインでございまして、これに基づいて、下の図のような考え方で指定をされてございます。特に禁止行為等規定の適用については、収益シェア25%超ですとか、そういった収益シェア等に着目して指定をされております。これが実際にはNTTドコモが指定されていると。さらに、下の青のところでございますけれども、相手方になる事業者も、こういった移動通信分野の電気通信役務を提供するですとか、契約数が一定規模である、5万以上でございますけど、こういった要件で、ちょっと字が薄いですが、具体的に指定事業者としてNTT東西やNTTコミュニケーションズ等の企業が指定されてございます。

次の11ページ目が一種指定事業者の方でございまして、一種の指定事業者と特定関係事業者との間の規律についてでございます。一種指定事業者、今はNTT東西でございまして、特定関係事業者に関してはNTTコミュニケーションズとNTTドコモの2社が指定をされてございます。これに指定されますと、以下の禁止される行為のところ記載をしております、役員兼任が禁止されたり、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱うことの禁止、さらにその他の規律といたしまして、業務の受託を受けた子会社に対する監督等が義務付けられるというところでございます。

こういった禁止行為規制に関しまして、類似の例といたしまして電気事業法における行為規制の例を挙げてございます。こちらは電力市場における活発な競争を実現する上で、送配電のネットワーク部門の中立化と、発送電の分離の文脈で行われたものでございますけれども、そういった、誰でも自由かつ公平、平等に送配電ネットワークを利用できるようにすることが必須であることから、送配電事業の一層の中立性を確保するために行為規制が課されているものでございます。

電気通信事業法と同様に、法律でもろもろ定められているところと、電気通信事業法では定められておらずに、累次の公正競争条件として定められているところが法定化されている部分がございますので、御参考までに挙げているところでございます。例えば、(1)の1ポツ目、2ポツ目に関しては、役員兼任の禁止という形で電気通信事業法の中にも法制化されておりますけれども、在籍出向の禁止に類似するものとして3ポツ目、こちらが「重要な役割を担う従業者」で、取締役等の役員ではないけれども、課長ですとか部長ですとか、そういったある程度の意思決定を行う者が、この「重要な役割を担う従業者」として定義されております。そういった事業者が小売の部分と送配電の部分兼任にしては駄目だという規律がかかっているところでございます。

(2)に関しましては、こちらも上から、接続関連の目的外利用に類似するものが1ポツ目ですとか、あるいは2ポツ目で差別的な取扱いの禁止というところは、電気通信事業法と共通するところかなと考えてございます。他方で4ポツ目に関しては、累次の公正競争条件のところ取引条件の公平性についての規律があったかと存じますけれども、それが電気事業法の中では法定化されてございます。こういった立法の背景等の違いもあるかと思っておりますけれども、電気事業法における禁止行為規制の例として、御参考までに挙げているところでございます。

次、14ページ目がテーマとしては最後でございまして、合併等審査、登録の更新制で

ございます。一種、二種の指定事業者と特定関係法人について、グループ外の大規模事業者をグループ化する場合には登録の更新が義務付けられておりまして、公正競争の確保に問題ないかどうかを審査することとなっております。これも以前お示ししたスライドでございますけれども、既に同一のグループ内にある会社間の合併や株式取得等に関しては、登録の更新の対象外となっているのが現行制度でございます。

15ページ目以降が御参考でございまして、NTTドコモの完全子会社化の後に、公正競争上の課題等について御議論いただいた公正競争の確保の在り方に関する検討会議の御紹介でございます。15ページ目が背景や経緯でございまして、16ページ目が報告書の主なポイントでございます。

1ポツ目の特定関係事業者として指定が実現されて、先ほどのページで御紹介しましたけれども、NTTコミュニケーションズとNTTドコモが今、特定関係事業者として指定されていることですか、2ポツ目でございますけれども、この検討会議の時点でも、累次の公正競争条件について引き続きの遵守が必要であるといった取りまとめを行っていただいたところでございます。

前回、活用業務に関して検証の部分もございましたけれども、立て付けについて、改めてこちらで御紹介を差し上げるものが17ページでございます。電気通信市場検証会議の現行のフローですか、立て付けに関してでございます。

最後18ページ目、こちらが実際の市場検証会議の検証の結果でございます。表の中の下から2番目を御覧いただければと思いますけれども、NTTからの追加の質問に対する御回答の中でもありましたけれども、累次の公正競争条件に関しては遵守状況も検証会議の中で確認をしております、こういった確認結果が出されている状況でございます。

駆け足でございましたが、資料6-4に関する事務局の説明は以上とさせていただきます。

**【山内主査】** ありがとうございます。それでは、今御説明いただいた資料6-4について、皆様の御意見をお聞きするところですが、次に、NTTグループに関する公正競争の確保の在り方について、西村暢史構成員からプレゼンをお願いしたいと思います。西村構成員、どうぞよろしく願いいたします。

**【西村（暢）構成員】** 中央大学法学部の西村でございます。本日は発表の機会を頂戴し、誠にありがとうございます。それでは、投影いただいております資料6-5に基づき、

発表を始めさせていただきます。

本日は「NTTと公正競争確保の法的関係について」と題しまして、発表いたします。

次のスライドをお願いいたします。発表の内容については、御覧のとおりでございます。

次のスライドをお願いいたします。NTTドコモの完全子会社化を契機とした議論が、既に御指摘もありましたとおり、御覧の検討会議で行われまして、その検討会議報告書では次の諸点に言及がなされております。

最初の四角では、既存ルールについて、引き続き適正に運用していくこと。次の四角では、出資比率の低下以外の公正競争条件の対象事業者を拡大し、公正競争条件について、総務省において遵守状況を継続的に検証していくこと。そして、最後の四角でございますけれども、市場検証の強化についてでございます。

次のスライドをお願いいたします。この検討会議報告書の内容を組み込んだ形で、総務省から、NTT持株に対する種々の適切な対応と報告を内容とする要請というものを確認することができます。本日の発表では、特に累次の公正競争条件の意義と機能を整理、確認いたしまして、今後の課題を考える起点を示せればと考えております。

なお、電気通信事業法とNTT法といった事業規制法の法体系の整理につきましては、今回は発表対象とはしておりません。

次のスライドをお願いいたします。このスライドは、NTTの持株会社化に際して発出されました複数の文書における公正競争条件の整理でございます。右側にそれらの共通項を整理しております。この段階では、グループ内の他の事業者に対する出資比率の低下が含まれていたことを確認することができるかと思っております。

次のスライドをお願いいたします。これが検討会議報告書の公表の後、NTT持株に対する総務省からの要請において、既に御指摘、整理されております公正競争条件でございます。

次のスライドをお願いいたします。これは前のスライドで列挙されております公正競争条件を具体的な行為ごとに類型化いたしまして、その対象事業者の関係性を整理したものでございます。これを見ますと、グループ内の他のグループ事業者との関係、それからグループ外の他の競争事業者等との関係といった点を確認することができるかと思っております。

次のスライドをお願いいたします。したがって、これまでの累次の公正競争条件

といいますのは、第1にグループ内の当事会社の関係性、また、第2にグループ外の競争事業者との関係性の観点から、具体的行為に類型化されてきていることが確認されるのではないかなど考えております。このことは、この条件が課される当事会社にとっても、その他にとっても、法的予測可能性について一定程度の向上が確認できるのではないかと考えられます。

その一方で、要請とありますため、そのような要請に対しては、法的安定性とその実効性の確保は十分とは言えないのではないかと。また、現在においても、電気通信事業法上の禁止行為等に関しては、先ほど御指摘ありましたとおり、遵守状況の検証も行われておりますけれども、それらが客観的なデータに基づいて行われる必要があるとの指摘も検討会議の報告書において確認されております。

したがって、要請であった公正競争条件の法的安定性と実効性確保のために、公正競争条件に法的位置付けを与えること、そしてその内容に関して検証対象とする法定というのは、一つの考え方として議論の対象になると思われま

す。次のスライドをお願いいたします。加えまして、検討会議報告書と、それを受けた要請により、新たに公正競争条件の対象事業者が指定されております。その意味からも、今後のグループ内再編を含めた市場環境、市場競争の変化に対応するため、公正競争条件の対象となる当事会社の範囲について、一定の要件の下で——もちろんこの要件も検証対象となり得ると思われま

すが——指定できるような法的枠組みも、一つの考え方として議論の対象になると思われま

す。2つ目の四角でございますが、公正競争条件の中には、既に電気通信事業法で法定されている禁止行為等と非常に類似する内容の条件もございます。そこでは公正競争の観点から、市場支配力を有する電気通信事業者に対する種々の禁止行為、また、同様の趣旨の下で、グループ内の特定事業者間での役員兼任や、接続等の周辺の業務の他の電気通信事業者に対する不利な取扱いの原則禁止というものが定められております。

次のスライドをお願いいたします。次のグループ内再編と独禁法との関係にも連関いたしますが、公正競争条件の中には出資比率低下等も過去に含まれてお

次のスライドをお願いいたします。このスライドでは、まず四角の①についてですが、一般論ですが、独禁法と、独禁法とは別の法律が特定事業分野に対して規制を行ういわゆる事業規制法との関係に対する理解を示したものとなります。基本的に現在においては定着した考え方であろうと思われませんが、まず原則といたしまして、事業規制法が明示的に独禁法の適用を除外するといった点を定めていない限りは、独禁法の適用は可能であるとしております。

2つ目の四角では、いわゆる共同ガイドラインと称される電気通信事業分野にしまして、独禁法と、そのような特定事業分野に対する事業規制法であります電気通信事業法の2つの法の関係、これは公正競争促進の観点という共通事項に向けて適正に運用されるべきという理解かと思っております。これらの理解に基づきまして、2つの法の関係については、相互補完という文言で表現をしております。

次のスライドをお願いいたします。そういたしますと、1つ目の四角でございますが、現状これまでは、グループ内再編が、競争事業者との競争環境、ひいては通信分野の市場競争や競争環境に影響を与えることについては、事後的な公正競争条件での対応しかなかったことになろうかと思えます。

2つ目の四角でございますが、つまり、現行法の下では、電気通信事業法の登録更新義務制度は、対象がグループ外の大規模事業者に限定されておりますこと、そして独禁法の運用については、前述いたしましたとおり、グループ内再編に対する法的評価を行うことの限界があるということでございます。

3つ目の四角ですが、やはりグループ内再編が電気通信の市場に与えるであろう影響の事前の分析は必要ではないかと、こういう考え方に立ちますと、そのための法的根拠と、どのような規範、つまりルールを用いるかということも検討しなければならないこととなります。これまで公正競争条件の対象となってきたものを中心としたグループ内再編に対する法的枠組み、具体的には審査対象、審査基準、審査手続など、これらを考えることもその一例ではないかと考えております。

次のスライドをお願いいたします。1つ目の四角ですが、公正競争条件もそうでございますが、特定の行為を事業者に対して課すという場合、独禁法が、いわゆる排除措置命令や、企業結合規制で申します問題解消措置といった種々の法執行においても確認されるところでありますし、内容的にも極めて類似している措置も確認することができております。

2つ目の四角ですが、特に特定の行為を事業者に課す場合には、それらの遵守状況について、事後的、継続的モニタリングが求められているところでございますし、独禁法でも様々な形で実施されてきております。なお、この点は、遵守状況の確認という意味もございますが、市場競争、それから競争環境が変化するなどの事後的な事象への対応のためにも、次のスライドにもつながりますが、公正競争条件のみならず、グループ内再編に対する企業結合規制的な法的枠組みにおいても、そのような検証体制が求められていると考えられます。

次のスライドをお願いいたします。したがって、最後の論点でございますが、公正競争条件等の検証の重要性、そしてその前提となる客観的データ等の収集と調査の重要性が確認されるものと考えます。最近では、独禁法40条に基づく調査が数多く行われております。これらの調査は主に経済実態調査を内容とするものとなっておりますが、この独禁法40条というのは極めて強力な調査権限であるという点のみ、ここでは確認させていただければと思います。

次のスライドをお願いいたします。1つ目の四角でございますが、通信分野における事業規制法であるNTT法と電気通信事業法等にも、総務省の調査権限というのは規定されております。これらの調査権限の重要性をいま一度確認しまして、その実効性について、再度確認が必要と思われまます。

2つ目の四角ですが、公正競争条件の検証といった場合に、その検証の場と検証の具体的な手法や内容は、やはり重要ではないか。それらの法定について検討することも、検証強化の一つの検討課題と言えるかもしれません。

3つ目の四角ですが、現時点では、電気通信市場検証会議が存在しております。それは先ほどの御説明にあったとおりでございます。公正競争条件の一部や、禁止行為規制に関する遵守状況等については、この会議での検証の対象となっております。検証の強化という観点からは、この検証会議の場に法的位置付けを与えることに関して、例えばでございますが、4つ目の四角ですが、いわゆるデジタルプラットフォーム取引透明化法において法定されているような評価体制と実際の評価手法というのは、一度確認する必要があろうかなと思われまます。

論点が多岐にわたり、恐縮ではございますが、私からの発表は以上とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

**【山内主査】** ありがとうございました。それでは次に、NTT東西等の業務の在り方、

それからNTTグループに関する公正競争の確保の在り方、この検討課題を事務局から御説明いただこうと思います。資料6-6です。よろしくお願いいたします。

**【事務局（榎）】** 資料6-6に基づきまして、本日のテーマであるところの検討課題に関する御説明でございます。

おめぐりいただいて、全部で検討課題は3つ立ててございます。まず1つ目に関して、こちらの1ページ目で、NTT持株による事業の実施についてどう考えるかでございます。

1ポツ目に関しては、事務局の資料の中でもお示したNTT持株の目的でございます。その目的を踏まえて、業務範囲が現在、地域の会社の株式の保有ですとか助言・あっせん、さらに基盤的技術の研究に限定されているところでございますけれども、NTTの要望等を踏まえながら、この業務範囲に関して見直すべきか、現状を維持すべきかというところでございます。また、見直す場合には、どのような範囲、あるいは要件を課すべきかというところでございます。

特にNTTの御意見に関しては、左のところにまとめてございますけれども、NTT持株に関して、立ち上げのリスクを取って推進できないというところから、事業を実施できるように見直しを行って、機動的な事業展開を可能としていただきたいという旨を御要望されておまして、実施する事業に関しては、電気通信事業を行うことは想定していないというところで、主に研究成果の事業化を想定しているということでございます。

他方で競争事業者からは、持株の業務範囲等を変更する必要はないというところで、持株が事業を実施することによって、実質的なグループの一体化につながるおそれがあるため、認めるべきではないですとか、あるいは、本来業務以外のものを行って過大なリスクを負うことで、本来業務に支障があってはならないという御意見を頂戴しているところでございます。こういったことを踏まえて御意見を頂戴できればと考えてございます。

次のページは事務局資料の業務範囲の参考でございます。こちら3ページ目が検討課題の2つ目でございます。NTTに対する累次の公正競争条件についてどう考えるかでございます。

1ポツ目を飛ばしまして、2ポツ目です。累次の公正競争条件、事務局資料の中で7つに大別してお示しましたけれども、そのうち一部についてNTTから見直しの要望

があるところをございまして、公正競争条件の対象です。こちらは次の4ページ目で右側と左側、左側が起点のところでは持株・東西でございまして、右側でドコモであったりNTTコムであったりといったところが、様々差分もありながら定められているところでもあります。こういった対象あるいは内容につきまして、それぞれ見直すべきか、あるいは現状を維持すべきかというところで、さらに公正競争条件が引き続き必要と考えられる場合は、どのように担保すべきかというところを御議論いただければと思います。先ほどの西村暢史構成員からの御発表も踏まえて御議論いただければと存じます。

これに関して、NTTの意見と競争事業者の意見については、NTTの意見が左側で、NTT持株とNTTデータ・NTTドコモ間の在籍出向の禁止と取引条件の公平性、さらに共同調達の部分については見直しを行うべきという御意見をいただいているところでございます。他方で競争事業者からは、累次の公正競争条件は引き続き遵守されるべきであるといったところと、さらに第三者による検証体制の強化ですとか、あるいは担保措置というところで制度化等による実効性の確保が必要だとか、2ポツ目でNTTに対する累次の公正競争条件に関しては、NTTの独占性・巨大性の拡張を抑止するために不可欠であって、維持又は強化をすべきという御意見を頂戴しているところでございます。

6ページ目が検討課題最後の3つ目でございます。電気通信事業者のグループに関する公正競争の確保についてどう考えるかというところをございまして、合併等審査に関して、グループ内の再編等が審査の対象外となっていると事務局説明でも申し上げたところでございますけれども、これに関して、電気通信分野の公正競争の確保を図っていく上でどう考えるかというところで、先ほどの西村構成員からの御発表も踏まえて、御議論いただければと考えてございます。

以上、今回3つのテーマについて御議論をいただければと存じます。

以上でございます。

**【山内主査】** ありがとうございます。今御説明あったように3つ、これについて御議論いただきますけれども、非常に重要なことであると思いますので、資料6-6にありましたように、3つに区切って議論をしたいと思っております。

それで、まず1ページ目でありまして、NTT持株の事業の実施についての記述でございますが、これについて何か御意見ございますでしょうか。

それで、すみません、さっき手挙げと言ったんですけど、手挙げの機能があまり私の

ところで機能しないようなので、チャットで全員宛てに出していただいて、それで発言希望という旨をお知らせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

戻りますと、最初のところです。持株による業務の実施、これについての御意見であります、いかがでしょう。

林構成員、どうぞ。

**【林構成員】** 林でございます。NTT持株の業務範囲についてでございますけれども、NTT持株の業務というのは持株機能と基盤的業務の実施のみとされているところですが、NTT再編の趣旨に鑑みますと、本来業務と目的達成業務以外の事業は行わないと、先ほど資料6-4にそういう説明がありましたけれども、そうなっている現行制度というのは、NTT再編の趣旨に鑑みますと理にかなっていると考えられる一方で、公正競争の確保に支障がなければ、それ以外の業務を認めても支障はないと考えます。

ただ、その場合に、資料6-6の1ページ、まさにこのページですけれども、NTTが意見として、実施する事業については主に研究成果の事業化を想定と主張しておられるんですけれども、電気通信事業以外の事業でNTT持株が主導してやるのが事業効率化の観点から望ましいと、また、それをNTT持株でやっても、公正競争確保の観点からそれを行っても支障がない事業としてどういうものがあるのかということがいま一つよく分からないために、現行制度から規律を緩和するというにも正直逡巡を覚えるところがございます。そこで、今日はNTT持株もおられると思いますので、もしその点、可能でございましたら、NTTに補足をいただきたく存じます。

以上です。

**【山内主査】** ありがとうございます。

次に大谷構成員が御発言ですけれども、御質問という記述ですけど、関係すると考えてもよろしいですか、この御質問は。

**【大谷構成員】** 大谷でございます。ありがとうございます。ちょうど伺いしたかった点について林構成員から御質問がありましたので、それについて御回答がいただければと思っております。また、それについて競争事業者がどのような点について懸念されているのかについても、併せてお聞きできればと思っております。よろしく願いいたします。

**【山内主査】** 承知いたしました。それでは、NTT持株と、それから競争事業者の方で

御発言の御希望あれば御発言願いたいと思いますが、まずは御質問出ましたので、NTT持株から御回答といえますか、何かコメントあればお願いしたいと思います。

【NTT】 NTT持株、服部でございます。今御質問いただいたNTT持株の業務範囲規制を解除して、どのような業務を想定しているかということで、あくまで例ということですが、もともと前回お話ししたときに、研究開発成果を事業化する際の死の谷を越える部分を、NTT持株が直に行うことによって、効率的に研究開発成果を事業に結びつけていきたいということをご一般論として申し上げたわけです。

一方で、電気通信事業と離れたところでどんなものがあるかという御質問だと思うんですけども、私ども基礎研究をしている関係で、その成果がどのような事業に結果的に貢献するかというのは、非常に幅広くなっております。それなので、例としては様々なものが理屈の上では考えられるわけですが、直近でどんなものが出てきているかということですが、例えば人工光合成といった技術があつて、その技術を使うと、光合成を人工的に起こすことによって、CO<sub>2</sub>の削減が見込まれると。この技術を応用すると、このCO<sub>2</sub>削減というのは非常に今大きな社会課題になっているので、様々な事業化のチャンスがあるものの、今のところNTT持株では、これを純粋に技術として追究することしかできなくて、有償のP o Cを行って実証実験をすとか、そこで何らかの成果が出たときに、それを試作して報酬を得ていくとかいうことができないということがあります。

いくつか例を挙げると、他には、例えば音声に関する技術を活用して、自分の周りの音を、耳を塞がなくてもノイズをカットして聞かせる技術ができたので、NTTソノリティという会社をつくって、ヘッドホンとかを販売したりしているんですけども、こういうものも、もしNTTが直に事業を行えば、会社をつくるまでもなく、様々な可能性を事前に追究できたかもしれない。

こういった技術は必ずしも電気通信事業に関わる技術ばかりではないので、というのは、技術自体は結果的に電気通信に寄与したかもしれないけれども、基礎研究をした結果としてのバイプロダクトについては様々な出口があり得るので、適用範囲によっては電気通信事業の競争環境に全く影響を及ぼさないまま、私どもとしてその技術のマネタイズを考えることができると、このようなことを例として考えておりました。何せ基礎技術なので、今挙げた例の2つに限らず、いろいろな出口が想定され得るということを考えております。

【山内主査】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

関係する事業者の方にも意見を伺いたいんですが、その前に、高橋構成員が14時退室ということでありまして、すみません、時間がタイトになってしまいましたが、ここで、もし御退室の前に御意見があれば、高橋構成員から意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【高橋構成員】 高橋でございます。まさに私も、NTT持株がどういう事業を具体的にやりたいのかということをお伺いしたいと思っておりましたので、今大体分かりましたけれども、これはまた改めて事務局にメールで、どういうものを具体的に考えていらっしゃるのか、また文書等で回答いただければと思います。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。ということで、この問題、かなり皆さんの御興味があるところということですが、NTT持株から御回答いただきましたけど、関係する事業者の方で何かコメントがあれば伺えればという大谷構成員からの御要望がありますが、いかがですか。どなたかいらっしゃいますか。

【KDDI】 KDDIですけれども、発言よろしいでしょうか。

【山内主査】 結構ですけれども、電波具合があまりよくなくて、私が聞いている限り、少し音声途切れ途切れといえますか、聞きづらいんですが、もしかしたらビデオを切っていた方がよいかも分からないです。

【KDDI】 KDDI山本です。では、発言させていただきます。

先ほどNTTから御説明いただいた内容を踏まえてでございます。NTT・・・

【音声途絶】

【山内主査】 すみません、ちょっと私には音声は今途切れておりますが、皆さん聞こえていますかね。KDDI、ちょっと音声聞こえておりませんので。

【KDDI】 (音声不明瞭)

【山内主査】 すみません、今少し復活しましたけれども、かなりの程度、KDDIの音声途切れておりまして、最初からもう一度繰り返していただくのがよろしいかと思いません。

【KDDI】 申し訳ございません。NTTが様々な研究をされていることに対しては、まずリスペクトを持っておりますということが1つ。一方、これを本当に持株会社でなければいけないのかどうかということは、冷静に議論する必要があると考えます。KD

D I 自身も、N T T とは比べものにはならないにしても、様々な研究はっております。事業会社としてやることは可能であると考えます。ですからN T T も、いわゆる電気通信事業者であれ、あるいは研究に特化した子会社であれ、持株でない会社がこういった基礎研究をやるということは可能であると考えます。

それからもう一つ、N T T 持株の存在意義でございますが、当然これはN T T 法の第1条にある役務の安定的な提供というところが一番大事だと。電気通信事業以外を想定しているということにつきましても、これは様々なこれまでの議論にもありますとおり、例えば半導体に関する事業とか、かなり投資リスクの大きいものもございます。この辺りが役務の安定的な提供に支障を及ぼすのかどうかということは、可能性としては大いにリスク要因として存在すると思っております。

あともう一つ、公正競争に関してでございます。電気通信事業に関する、いわゆる新規事業は考えていないということですが、例えばこれも、N T T データのようなソリューション事業、これは電気通信事業ではないんですけども、電気通信役務と極めて親和性が高い、あるいは隣接領域については、電気通信事業でなくても電気通信市場に影響を与える領域というのは多々ございます。これは特に電気通信が、I o T とかそういったもので、様々な産業分野との連携でサービスが提供される時代になりますと、かなりその影響が強くなってきます。ですから、電気通信事業に直接投資するものでなければいいというものではないと、この辺りは公正競争に支障がないということの分析は極めて慎重にやるべきであると考えております。

以上です。

**【山内主査】** ありがとうございます。

ソフトバンクから御発言御希望ということで、どうぞ御発言ください。

**【ソフトバンク】** ソフトバンクの山田です。ありがとうございます。今、K D D I からあったのと重複するんですけども、N T T 持株の事業範囲の拡大を許容するか否かという点については、公正競争の観点のみならず、地域電気通信事業であるとか、特別な資産の保護といった観点で、その辺りのリスクというものが拡大し、安定的な遂行に支障を生じないかという観点もきちんと見るべきかなと考えますというのが1つです。

また、あと公正競争の観点でいいますと、やはりもともとN T T 法の縛りを受けない会社というのが多数ある中で、本当にその事業を持株会社がやらなければいけないのかどうなのかという点については、やはりなかなかその必要性というのがN T T の説明を

伺っても理解し難いところがございますので、現行法でも自由に事業をできる会社がある  
またあるという観点を踏まえて、公正競争上の影響等は慎重に検討する必要があるのでは  
ないかなと考えております。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

林構成員、大谷構成員いかがですか。よろしいですか。あるいは、いらっしゃれば高  
橋構成員、いかがでしょうか。

【林構成員】 林からは、よく分かりました。ありがとうございます。

【大谷構成員】 大谷としてもよく分かりました。ありがとうございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、第1点目について、大橋主査代理、どうぞ。

【大橋主査代理】 ありがとうございます。今の御説明は大いに分かるところなんですけ  
れども、要するに、恐らくNTTがおっしゃったのは、事業化される前の死の谷、資金  
が必要なときのつなぎとしてNTT持株の果たす役割があるんじゃないかとおっしゃ  
られていると理解しました。多分そこで言っていたきたいのは、持株としてミッショ  
ンとして、本来業務として与えられているあまねく業務と、あと研究の推進、この2点  
に影響がない形でやられるということをしっかり踏まえた発言をいただけると、皆さん  
一応納得する方もいらっしゃるのかなと思いました。ありがとうございます。

【山内主査】 なるほど、ありがとうございます。NTT持株から何か追加的に御発言あ  
りますか。

【NTT】 NTT持株でございます。まさに今御指摘いただいたとおりの観点でござい  
まして、私ども、先ほど事例を説明するときにはっきり申し上げていなかったんですけ  
ども、当然NTTの本来の定義の中で求められている責務をしっかり果たした上で、そ  
れに影響のない範囲でやるということは当然私どもも理解しておりますので、その範囲  
で実施したいと思いますし、もともと各配下の事業会社の事業を円滑に運営するという  
ことはNTT持株の重要な責任だと思っていますので、それに差し支えない範囲で行う  
ということは、私どもとしても、自発的にもそうしていきたいと考えています。

あと、どこの会社でもこういった事業は行えるんじゃないのかと、いくつか御指摘い  
ただいたことについて少し補足させていただきますと、もともと会社の定義として、基  
礎研究をNTT持株が行うという大前提があった上での補足でございます。どこでもで

きるんですけれども、基礎研究自体はN T T持株で行いますので、その同じ主体で死の谷を越えるまでを助走させた方が円滑に運べるということでございます。

【山内主査】 いかがでしょうか。他事業者の方も含めて、この件いかがですか。

ありがとうございます。もし何かあったら、また後ほど御発言か、あるいはペーパーでいろいろ御質問いただきたいと思います。

それでは、2つ目の論点です。3ページ目にN T Tグループに関する公正競争条件の確保の在り方ということで問題提起されておりますけれども、これについて御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。どなたか、これについての御意見ありますか。

相田構成員、どうぞ。

【相田構成員】 相田でございます。先ほどの資料6-4ですと6ページ目に、これまでの累次の公正条件というので、これまではやっぱりN T T東西とそれ以外というところで考えてきたことが多かったと。それに比べて、同じ資料の5ページ目のところに機能分離等ということで、ボトルネック設備保有部門と他部門の分離ということで、これは情報のファイアウォールとか、そういうものが別途決められているはずだと思うわけですが、一方、今回かなり話題になっているのは、資料6-3の1ページ目にあるように、アクセス部門とそれ以外というところで、特に今回、まだN T T東西の本来業務の範囲は決まっていないところではありますけれども、方向性としては県間通信等々も含めるということで、本来業務の範囲を広げる形になっている中에서도、やっぱりここでの公正競争というのが、どことどことの間の公正競争であるべきなのかと。アクセス部門なのか、ボトルネック設備というか、いわゆる第一種指定設備部門なのか、現状でのN T T東西の設備管理部門と利用部分の境目なのか、N T T東西とそれ以外のグループ企業なのか、そこら辺をやっぱりもうちょっと掘り下げて議論しないと、このところはいけないんじゃないかなと思っておりますということで、コメントさせていただきました。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。コメントということでよろしいですかね。またさらに突っ込んだ御見解あれば、事務局と相談したいと思います。

次に林構成員、どうぞ。

【林構成員】 ありがとうございます。重ねて恐縮でございます。

累次の公正競争条件についてですけれども、これは事務局及び西村構成員からプレゼ

ンがあったところでございますけれども、西村構成員の資料の8ページだと思いますけれども、法定化できるものはしっかり法定化していくべきだという御指摘があったかと思っております。この御指摘に私も賛成でございます。

その意味では、必要なものは法的安定性とか、ここでございますように実効性を確保するために、事務局の御説明にあった電気事業法などを参考にしながら法制化することが考えられるのではないかと思います。ただ、何でも法制化すべきというわけでももちろんありませんので、法制化していくべきものと、現状の規律を維持すべきものと、分けて議論していくべきかなと思います。

その意味で資料6-4、6ページだと思いますけれども、この公正競争条件について個別に検討していくべきだと思います。例えばネットワークの公平な提供、1番目でございますけれども、これについては現行の電気通信事業法の接続規制で担保されていますので、さらに追加して新たな法制化、法定化というのは不要だと思います。また、共同資材調達、下から2つ目についても、最近もガイドラインが改定されたりして規律されていますし、研究開発成果の開示についてもNTT法改正等で手当てされてきたところがございますので、それ以外のところで電気事業法の例を参考に対応するのがよいのかなと差し当たり思っています。

他方、NTT持株に関する条件については、これはNTT東西の株式の100%保有が法的に義務付けられているということもございますので、その点に鑑みまして、必要なものは引き続き維持していくべきではないかと思います。要は市場環境の変化を踏まえて、今日的にも必要なものは維持・強化して、必要性が低下したものを廃止すべきだということでございます。

以上です。

**【山内主査】** ありがとうございます。個別に見て、現状と、それから他の事業など参考にしながら法制化ということで御意見いただきました。

ちなみに私は、電気通信事業法ではなくて、電気事業法の行為規制についても参加させていただきましたけれども、それを構築するときに電気通信事業法の行為規制をいろいろ参考にさせていただいております。

大橋構成員、どうぞ。

**【大橋主査代理】** ありがとうございます。私も、今、林構成員おっしゃったとおりで、市場とか競争環境の変化に応じて公正競争の在り方というものも変わっていくというこ

とであるとは思いますが。

これは多分NTTに御発言いただくのがいいのかもしれませんが、ここのNTTの意見と書いてあるところなんですけれど、私はこれ、解釈しようとするれば、まず在籍出向の禁止とかの部分については、恐らくグループ会社のうち、こうした在籍出向の禁止等について見直しをしなければ、なかなかNTT持株としてのミッションを果たせない。つまり、あまねく提供であるとか、あるいは研究開発等のところに関わる部分だと思えますけれども、よって、こうしたものについて見直しを行うことが重要であるとおっしゃられていると思うんですけれども、そういう理解で正しいかどうかというのが1つ。

2つ目は、この共同調達については、多分インフラのアクセスとは若干違う性格を持っているのかなと思っています。インフラのアクセスというのはやはり公平性とか中立性は相当重要だと思いますが、共同調達というのは、やはりある程度ユーザーにもメリットがある話だと思うので、そういう意味でいうと、競争者に対しての公平性を重視するのか、あるいは利用者の利便性の観点から公平性を考えていくのかというところの軸はやっぱりしっかりしていけないといけないのかなと思っています。

以上です。ありがとうございます。

**【山内主査】** ありがとうございます。今、大橋構成員からNTTの意見についての確認が出ましたけど、NTT持株、いかがですか。

**【NTT】** NTT持株の城所でございます。大橋主査代理、御意見ありがとうございます。

先ほど大橋主査代理から御指摘いただきました、NTT持株としてしっかりと機能を果たしていく側面というのは、御指摘のとおり、この要望の背景にあるということでございます。あくまでここで記載させていただいたのはNTT持株とNTTデータ・NTTドコモ間ということございまして、もちろん私どもとしても、NTT東西とNTTドコモだとかといったところは、引き続きしっかり守っていくという前提でございます。ただNTT持株というのは、NTT東西だけではなくて、様々なグループのマネジメントをやっていくというミッションを負っていますから、そういったところの人材交流含めて円滑にやっていくということもできるように、よりやりやすいようにやっていくということも含めて要望させていただいているところでございます。

それから共同調達につきましては、以前御議論いただいて、部分的に条件付で共同調

達ができるようにルールを変更していただいたところでございますけども、さらに、今、調達する対象の商材というものが限定されている、限定列挙の形になってございますので、例えばサーバーだとかルーターだとかネットワーク機器みたいなものはもちろん入っているわけですが、それ以外の役務だとか、そういったものまで少しスコープを広げてやるとより効果が出てくるという趣旨で、少し商材追加をお願いしたいというところで共同調達については御意見を申し上げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。大橋構成員、よろしいですか。

【大橋主査代理】 結構です。ありがとうございます。

【山内主査】 それでは、今出たように、やっぱり対象をどう見るかということで、個別に見て、まさに市場とか、あるいは競争環境の変化に応じて考えるべきだと、法制化も場合によってそれをすべきであると、こういうところが皆さんの集約された意見かなと思います。

KDDIから御意見ですね。どうぞ御発言ください。

【KDDI】 KDDI、山本です。このスライド3のNTTの御意見のところ、最後の「市場や競争環境の変化を踏まえた見直しを行うべき」という部分についてですが、これは、市場環境の変化を踏まえると、むしろ強化すべきであると考えております。NTTデータ、これは1988年です。NTTドコモは1992年に組織的に分離する、これは巨大なNTTから組織を構造的に分離しないと公正競争がうまくいかないということで、当時分離したわけですが、NTTデータにしてもNTTドコモにしても、当時よりも恐らく重要性が増しているんだろうと思います。NTTがNTTドコモの完全子会社化を強行されたのも、そういう背景があるからだと思います。

つまり、当時よりも、この分離した会社が市場に与える影響というのは非常にむしろ強くなっているということを考えますと、この当時なぜ分離したかということを考えれば、むしろその必要性は今日的には強くなっている、むしろ強化すべきであるというのが弊社の考え方でございます。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、ソフトバンク、どうぞ。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの山田です。累次の公正競争条件の法的根拠を明確にするという西村暢史構成員の御説明ございましたけれども、私どもとしましては、その考え方に賛同いたします。やはり持株によるドコモの100%子会社化という過去の事例がございますので、あれが事後的にあのような形で認められてしまいますと、そもそもこの公正競争条件は何のためにあるのかということになってしまいますので、そこは明確化するのがよいのではないかなと思っております。

その上で、今の公正競争条件が適切かどうかというところについては、確かにいま一度、見直すということによろしいかなと思うんですけれども、その中で、先ほどのネットワークの公平性に関する部分です。資料6-6の4ページ目ですか、このところで、NTT東西によるネットワークの公平な提供については事業法で担保されているというお話もございましたけれども、事業法で担保されているのは、NTT東西に直接かかっているというよりは、第一種指定電気通信設備の事業者、設備を有する事業者としての規制というところがございますので、基本的には当然、シェアが大きいから規制されるということではあるんですけれども、シェアの有無に関わらず、もともとNTT東西の成り立ち、線路敷設基盤を承継しているであるとか、そういった特殊性というところもございますので、ここは事業法の規制があるからということのみならず、もともとの有している特殊性等に注目して、その必要性というのをしっかりと見るべきではないかなと考えております。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。今、関係事業者の方から、見直しというのは方向性が両方あるんじゃないかと、そういう御意見だったと思いますけど、他にいかがでしょうか。

それでは、また何かありましたら後ほど御発言いただくとして、最後に6ページ目、電気通信事業者のグループに関する公正競争条件の確保の在り方であります。これについて御意見がありましたら御発言願いたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ林構成員、御発言ください。

【林構成員】 すみません、度々恐縮でございます。合併等審査の部分でございますけれども、これもコメントということでございますけれども、電気通信分野においては、公正競争を確保するためのグループ内での分離等が行われてきたという経緯に鑑みますと、グループ内の再編についても、一定の規模等を考慮しながら、公正競争上問題ない

かを審査するということが必要ではないかと思っております。

この点、現在、市場検証会議、大橋主査代理が座長を務めておいででございますけれども、そこでNTTグループの再編の検証を行っております。この間もレゾナントの統合が検証の対象でございましたけれども、そこでも少し議論になった、私が議論を提起したんですけれども、その場において、全てを検証の対象とするというよりは、ここの登録更新制度の閾値というのをベンチマークとしてはどうかと思います。

現状は禁止行為規制の対象となる特定関係法人を対象として検証を行うということになっていると思うんですけれど、それでそれに該当するレゾナントの統合を検証の対象にしたわけですけれども、グループ内の再編について、先ほど申しましたように、一定の規模等を考慮しつつ、公正競争上問題がないか審査するというのであれば、その必要性は先ほど申し上げたとおりですけれども、市場検証会議の対象も、それと平仄を合わせて、登録の更新制度の閾値というものを参照するというのが、審査の効率性という観点からも望ましいのではないかなと思います。

と申しますのも、禁止行為の対象というのは、モバイルとか光の契約数が5万以上の場合に告示で指定されるということになっているところございまして、シェアとしては極めて小さくとも指定され得る状況ですので、そういうものをすべからず詳細審査の対象とするということがよいのかどうか。これは公取の企業結合審査でも1次審査、2次審査という形で、審査のめり張りをつけて企業結合審査をしていますので、そういうものを参考にしながら、しっかり審査していく、あるいは検証していくということは大事ですけど、その一方で、効率性というか、めり張りをつけた審査、検証というのも大事かなと思っております。

すみません、長くなりましたが、以上です。

**【山内主査】** ありがとうございます。

次に大谷構成員、どうぞ。

**【大谷構成員】** 大谷でございます。林構成員が先に述べられたとおりでございまして、私も西村構成員の問題提起に述べられていた合併等審査、グループ内の再編についても、公正競争担保のためのNTT法、電気通信事業法の政策効果が損なわれないという意味での事前審査というのはとても重要だと考えております。また、事業者にとっても、その審査というのが予測可能であるように、審査のルールや基準などを明確に定めておくということが必要だと思っております。

これまで、古い例ですけれども、合併などが行われて、事後的な検証を行うといった例も過去にはあったわけですが、事後的に是正措置を講ずるといっても限界がありますので、事前の審査というのを、もちろんその範囲というのは明確にした上で行うことが必要だと考えております。

私からは以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、大橋構成員、どうぞ。

【大橋主査代理】 ありがとうございます。この資料に書かれている①が②をグループ化するところの大きな部分というのは、いわゆる水平合併的なところがイメージされているのかなという気がして、そういう意味では、グループ化されることによって競争者が少なくとも1社いなくなるので、そういう意味でいうと、競争に対する影響というのはしっかり、合併あるいは結合審査で見なければいけないということなんだと思います。グループ内に関してということになりますと、これは水平合併相当のものもあると思いますが、垂直を含めて、いろんな効果が恐らくあり得るのかなということだと思います。

そういう意味では競争の効果を丁寧に見ていくべきだということなんですけれども、これはある意味、先ほど西村構成員から取引透明化法の話があったんですけど、特定のプラットフォーム事業者を指定して、その指定した事業者に対して、ある種のプレッジをさせて、そのプレッジにコミットしているかどうかということレビューするという形だと思うんですが、ある意味、指定をする先というのはNTTだけでなくもいいのかなと。つまり、もう相当程度他のMNOも大きくなっているんで、そういう意味でいうと、指定の範囲というものも考えながら、グループ内のことについて、様々効果があり得るものですから、そういうものをどこまで報告させるのかということちょっと考えるということなのかなと思います。

そういう意味でいうと、一つの考え方というのは、今、林構成員おっしゃったような、ある種の閾値の基準というものを合併審査相当にそろえるということも考えられると思いますが、その辺り競争の影響というものを、この電気通信市場においてどう考えるのかというところの関係なのかなと思います。

以上です。ありがとうございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、次は西村真由美構成員、どうぞ。

【西村（真）構成員】 全相協、西村です。今までのお話いろいろ伺ってはきて、ちょっと感想めいたものなんですけど、一般の人間には、NTTは紳士的に振る舞ってくれて当たり前みたいな認識があつて、それは1985年以来の変遷だったり成り立ちだったりがつよく影響している話なのかなと思いますけど、法的な位置付けがない部分もかなりあるという御指摘もありましたので、法的担保というのはちょっと必要なのではないのかなと思いました。

ただ、考え方、どちらの方向をNTTは目指しているのかなというのが私自身よく分からなくなってきました。最終的なゴールとしては、一民間企業を志向していらっしゃるのか、それよりは、やっぱり特殊な成り立ちの企業として存続していきたいのかというあたりが、どちらのベクトルなのかなというのがどうもよく分からないなと思いつながら聞いておりました。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。今の最後の御感想、NTT、何かありますか。

【NTT】 NTT、服部でございます。今の、非常に包括的な方向性として、特殊会社のステータスを維持することを方向性として据えるか、完全な民間会社であることを目指すのかということについては、何回か違うアングルで、NTT法の廃止を目指すのか目指さないのかみたいなことでも問われてきたところで、何度か私ども御回答差し上げているんですけど、法律を廃止する廃止しないとか、特殊会社であることをやめてほしいとかという端的な結論を目指しているいろいろなことを私ども申し上げているのではなくて、現在の法体系ですとか制度体系の中に、市場の実態ですとか、私どもの事業の実態に合わない部分が出てきていますし、事業の構造も変わっているので、それを制度的に反映していただきたいということを申し上げているということを改めて申し上げたいと思います。その上で、様々な見直しを行った結果、全体としての在り方が定まってくるという、むしろ順序が逆なのかなと考えております。

また、もともとこの問題の根底にあるのは、政府保有株の問題があるかと思いますが、これについては、これもまた私ども何度か申し上げる機会があったと思うんですけど、株式を保有なさるか、なさらないかということは、私ども自体が主張すべきものではないと考えておりますので、これについても私どもから意見を申し上げるということには控えたいと思います。

【山内主査】 ありがとうございます。

他に、この件に限らず、今日3つの課題について議論しましたが、追加的な御発言とかがありましたら伺いたいと思いますが、いかがですか。よろしゅうございますか。今日いろいろ御議論いただいて、だんだんと論点をはっきりしてきたかなと思っております。

【KDDI】 すみません、KDDIですけれども、発言よろしいでしょうか。

【山内主査】 失礼しました。どうぞ御発言ください。

【KDDI】 KDDI、山本です。ありがとうございます。合併審査に関しまして、ちょっと一言です。

独禁法の企業結合審査でも、事業法上の合併等審査でも、グループ内、つまり同一資本グループ内の合併というものが競争には影響を与えないというのは、一般的にはそのとおりでと思います。一般的には、です。ただ、やはりNTTというものの特殊性を考えた場合、これは先ほども議論が出ましたけれども、特別な資産というものを持っていて、特別な公的責任を持っている電電公社だったNTT、これを政策的に組織を分割してきた、分離してきたという、こういった特殊な組織に対しては、これは一般的な事業の再編というものとはやっぱり別に扱われるべきであろうと思っています。

先ほど垂直と水平というキーワードも大橋主査代理から出ましたけれども、例えばNTTデータは垂直統合の関係だと思えますし、NTTドコモは水平統合という関係だろうと思えます。いずれも、政策的に分離したもので、これが再統合することについては、やはりフリーハンドでできるということではなくて、ここは一般的な企業結合審査とは別に、特別な規律があつてしかるべきだろうと考えます。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。

あと大谷構成員、それから林構成員ですが、まだ時間ありますので、他の方も御発言、御希望であればと思います。

大谷構成員、どうぞ。

【大谷構成員】 ありがとうございます。少し前に戻ってしまうのですけれども、持株の業務範囲についてでございます。東西による業務範囲でも、本来業務の円滑な遂行や、公正競争の確保に支障がないということについて、やはり検証するという仕組みがありますけれども、今回お話を聞いたところ、隣接する技術について、他の事業者から懸念も表明されているところですので、その事業の可否などについて、競争阻害性がないと

いうことを事前に検証する制度を導入することについてどのように考えられるかといったことについても、今後、各事業者の方にも御意見をお聞きしたいと思っております。さすがに認めるか認めないかという択一で、フリーハンドというのは難しいのではないかと感じておまして、今後の検討の機会に、そういったことについての御意見をいただければと思っております。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。事務局と相談させていただいて、またいろいろ議論させていただこうと思います。

林構成員、どうぞ。

【林構成員】 すみません。何度も大変恐縮でございます。

先ほどの合併等の審査のところですけれども、追加で、この問題提起とちょっとずれるんですけれども、現行法上、電気通信事業の登録の更新の対象となる特定電気通信設備の指定の基準ですけれども、これについて意見があります。

これは事業法の12条の2の4項の2号とか、あるいはそれに基づく総務省令に法定されておりますけれども、その基準として端末シェア3%を超える電気通信事業者というのが挙げられていますけれども、現状、ゼロ社ではないかなと思います。ですので、全くの仮想例ですけれども、移動系の場合、例えばKDDIやソフトバンク、あるいは全国BWA事業者の2社が、例えば楽天モバイルの携帯事業の事業譲渡等を受けられるという場合、楽天モバイルは、この総務省令で定める基準以下のために、登録の更新制度の対象外と理解しております。

そもそも企業結合審査というのは、事前審査として、競争の影響があるかないかというのを広く最初の段階で網をかけて審査をして、問題ないものは承認をしていくということですので、網をかけるというポイントがないと、先ほど大谷構成員の話にありましたように、事後で何か措置をするというのは非常に難しいので、事前規制の重要性として、最初の審査の対象の網というのはできるだけ広く挙げておくということが大事なかなと思います。そういう意味で、この登録の更新制の対象となる閾値の水準がこれでいいのかというのは、事業の発展とか競争状況の変化に応じて随時検討していくべきではないかなと思っております。

ちょっと制度論の話で恐縮ですけど、以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。重要な御指摘をいただきました。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

かなり熱心に御議論いただきまして、先ほどちょっと言いかけましたけども、論点とすべき点がだんだん絞られてきたといいますか、判断するといいますか、そう感じております。

それで、今日のところはこれで終わりですけれども、先ほどもありましたように、もう既に高橋構成員がおっしゃっていましたけれども、追加的な御質問等については事務局にメール等で御連絡いただいて、さらに深めていきたいと思います。今日のところはこういうことでよろしいですかね。

それでは、最後に事務局から、今後の予定について御説明をお願いいたします。

**【事務局(田中)】** 次回会合の日時、議題等については、別途御連絡させていただきます。

ありがとうございます。

**【山内主査】** どうもありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。熱心に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

以上